

<子育て支援関係の休暇・休業制度等>

R7.10.1現在

妊婦		出産予定8週間前		出産		産後8週間		満2歳		満3歳		小学校就学始期		中学校就学始期			
女性職員の場合																	
【出生サポート休暇】 (R6. 1～改正) ○要件 職員が不妊治療または不育症の治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 ○期間 5日 (条件を満たす場合は10日) ・不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等。 ・「通院等」とは、医療機関への通院、医療機関が実施する説明会への出席(これらにおいて必要と認められる移動を含む)。		【つわり休暇】 ○要件 つわりのため勤務できない時 ○期間 7日間		【妊産婦検診休暇】 ○要件 医療機関などで保健指導又は健康診断を受ける時 ○期間 妊産婦23週まで4週間に1回 妊産婦24週から35週まで2週間に1回 妊産婦36週から分娩まで1週間に1回 産後1年まで 1回		【産前休暇】 ○要件 出産予定日8週間前(多胎の場合は14週間)以内の女子職員 ○期間 請求の日から出産日まで		【産後休暇】 ○要件 出産した全ての女子職員(妊産婦85日以上) ○期間 出産日の翌日から8週間		【育児休暇】 ○要件 子(2歳未満)へ授乳したり、保育所へ送り迎えを行う時 ○要件 満3歳未満の子を養育する職員(配偶者要件なし)		【育児休業】 ○要件 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員(配偶者要件なし) ○期間 (第1号)1日につき2時間を超えない範囲 (第2号)1年につき10日相当を超えない範囲		【育児短時間勤務制度】 ○要件 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員(配偶者要件なし) ○期間 子が小学校に就学する前まで 通常勤務の場合 ①週6日の19時間35分 3時間55分×5日 ②週6日の24時間35分 4時間55分×5日 ③週3日の23時間15分 7時間45分×3日		【短期介護休暇】 ○要件 2週間以上配偶者や子どもなどの介護をする必要がある場合 ○期間 暦年(1/1～12/31)に5日間 (子を2人以上以上養育する職員は10日間) 要介護者の死亡その他の事由により、要介護者の人数が年中途において2人以上から1人となった場合には、死亡等の時点における休暇の残日数の範囲内で、5日を限度として休暇を取得することができる。	
【妊産婦通動緩和休暇】 ○要件 通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体(又は胎児)の健康保持に影響がある時 ○期間 1日当たり1時間以内		【妊産婦休息休暇】 ○要件 妊婦(又は胎児)の健康保持のため、勤務時間の途中で適宜休息したり、捕食する時 ○期間 必要と認められる時間		【子ども看護等休暇】 ○要件 子(義務教育終了前)の看護をおこなう時 ※障害者手帳を所持する子又は特別支援学校(高等部)に在籍する子の看護を行う時は、当該子が18歳に達する日が属する年度まで取得可能(R5. 1～) 感染症の拡大防止のための学校の臨時休業等により自宅待機するその子の世話を行うため勤務をしないことが相当と認められる場合も取得可能(R6. 1～) 職員の子が在籍する学校等が実施する行事に参加するため勤務しないことが相当であると認められる場合には、取得可能(R7. 3～)		【早出遅出勤務】 ○要件 小学校に達するまでの子を養育する職員(配偶者要件なし) 放課後児童クラブ、子育て援助活動支援事業を行う場所に通う子を迎えに行く場合(◎) 2週間以上配偶者や子どもなどの介護をする職員(◎)		(◎)の場合は小学校入学後も利用可能		【フレックスタイム制】 (R5. 1～改正) ○要件 (1)育児(小学校6年生までの子)・介護を行う職員及び障害を持つ職員 (2)(1)以外の全職員 ○単位期間 (1)①1週間(38時間45分) ②2週間(77時間30分) ③3週間(116時間15分) ④4週間(155時間0分)の中から勤務時間を選択可 (2)4週間(155時間0分)		深夜勤務、超過勤務の制限及び免除 (対象:3歳に満たない子—小学校就学始期に達するまでの子を養育する職員に拡大) R7. 4～		(◎)の場合は小学校入学後も利用可能			
仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員への周知・意向確認 (対象:妊婦又は出産等の申出があった職員と3歳に満たない子を養育する職員) R7. 10～																	

妊婦		出産予定8週間前		出産		産後8週間		満2歳		満3歳		小学校就学始期		中学校就学始期			
男性職員の場合																	
【出生サポート休暇】 ※女性職員の出生サポート休暇と同様 5日 (条件を満たす場合は10日)		【育児プランニングシート】 ○出産予定日の8週間前までに所属長に提出 ○育児休業・休暇の取得予定育児期の働き方等について面談を実施 ○予定どおりの育児休業等の取得ができるよう事務分掌の見直しなど十分な配慮を行う ○周囲の職員に対して協力を呼びかける。		【男性育児参加休暇】 (R4. 10～改正) ○妻の出産予定日8週間前～出産の日以後1年 5日		【出産補助休暇】 (R6. 1～改正) ○妻の出産予定日8週間前～産後3週間 3		【育児休業】 子(2歳未満)の保育所へ送迎等 妻の出産予定日から子が満3歳になる日の前日まで		【部分休業】 子が小学校に就学する前まで		【育児短時間勤務制度】 子が小学校に就学する前まで		【子ども看護等休暇】 子(義務教育終了前)の看護をおこなう時 ※障害者手帳を所持する子又は特別支援学校(高等部)に在籍する子の看護を行う時は、当該子が18歳に達する日が属する年度まで取得可能(R5. 1～) 感染症の拡大防止のための学校の臨時休業等により自宅待機するその子の世話を行うため勤務をしないことが相当と認められる場合も取得可能(R6. 1～) 職員の子が在籍する学校等が実施する行事に参加するため勤務しないことが相当であると認められる場合には、取得可能(R7. 3～)		※【短期介護休暇】 ※【介護休暇】 ※【介護時間】	
※【※】の内容は女性職員の場合を参照		※深夜勤務、超過勤務の制限及び免除		(◎)の場合は小学校入学後も利用可能		※深夜勤務、超過勤務の制限及び免除		(◎)の場合は小学校入学後も利用可能		(◎)の場合は小学校入学後も利用可能		(◎)の場合は小学校入学後も利用可能		(◎)の場合は小学校入学後も利用可能			
仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員への周知・意向確認 (対象:妊婦又は出産等の申出があった職員と3歳に満たない子を養育する職員) R7. 10～																	